

第32回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月22日（月曜日）午後2時
（受付開始：午後1時30分）

開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5F Room 4+5
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件

目次

株主のみなさまへ	1
第32回定時株主総会招集ご通知	3
事業報告	8
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告	31
株主総会参考書類	37

ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社

証券コード 6544

株主のみなさまへ



代表取締役会長兼社長CEO
石田 克史

経営理念

何よりも安全のために

私たちの生命線は何よりも「安全」であること
24時間365日見守るという覚悟

見えないからこそ手を抜かない

見えないからこそ手を抜かず、安全運行を目指す

信頼を礎に

メンテナンス専門のエキスパート企業として、
決してメーカーではない立ち位置と強みをもとに、
多くのお客様との信頼関係を築きあげていくこと

株主のみなさまへ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに第32回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は「何よりも安全のために。」「見えないからこそ手を抜かない。」「信頼を礎に。」という企業理念のもと、社会インフラであるエレベーター等の保守・保全、リニューアル業務において、常にお客さまの安心・安全を最優先に事業運営に努め、業界トップクラスの高品質なサービスを適正価格で提供しております。

2022年5月に発表した中期経営計画「VISION2027」の4年目となる2026年3月期の国内保守契約の純増数は過去最高となる約1万3千台に達し、年度末の契約台数は約12万7千台となりました。リニューアル業務では旺盛な需要を背景に出荷台数・単価ともに高い伸長を記録いたしました。この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高が前年度比16.7%増の576億円、営業利益が同27.7%増の110億円、親会社株主に帰属する当期純利益が同32.4%増の73億円となりました。当社が重視しているのれん償却前営業利益率は前年度の18.0%から19.6%へ改善しました。好業績を背景に、1株当たり配当金は21円とすることを第32回定時株主総会でご提案申し上げます。

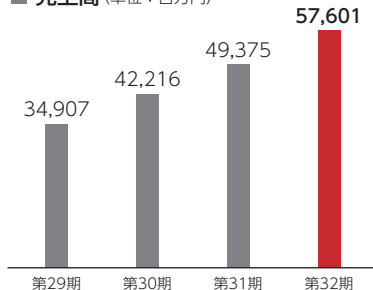
2027年3月期はVISION2027の最終年度にあたります。コロナ禍や国際情勢の変化、国内では物価上昇が本格化するなど当社を取り巻く事業環境はこの5年間で大きく変わりましたが、当社の業績は順調に推移し、当初の目標である連結売上高600億円以上、のれん償却前営業利益率20%の超過達成も視野に入っております。

物価上昇が続く中、より多くのお客さまにメリットを享受していただくべく、今後も全国で信頼の絆を築いてまいります。さらに、事業成長のみならず、持続可能な社会の実現に向けて、雇用機会や働きがいの創造、環境負荷の軽減といった社会課題の解決に努めてまいります。株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援の程よろしくお願い申し上げます。

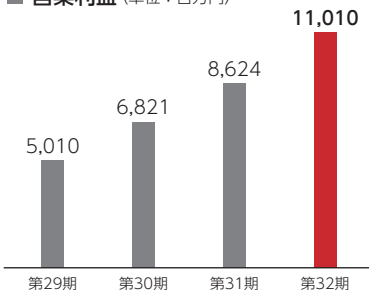
2026年5月29日

財務ハイライト

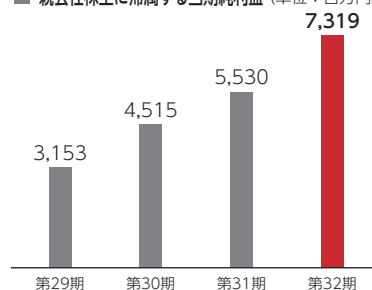
■ 売上高 (単位: 百万円)



■ 営業利益 (単位: 百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



中期経営計画

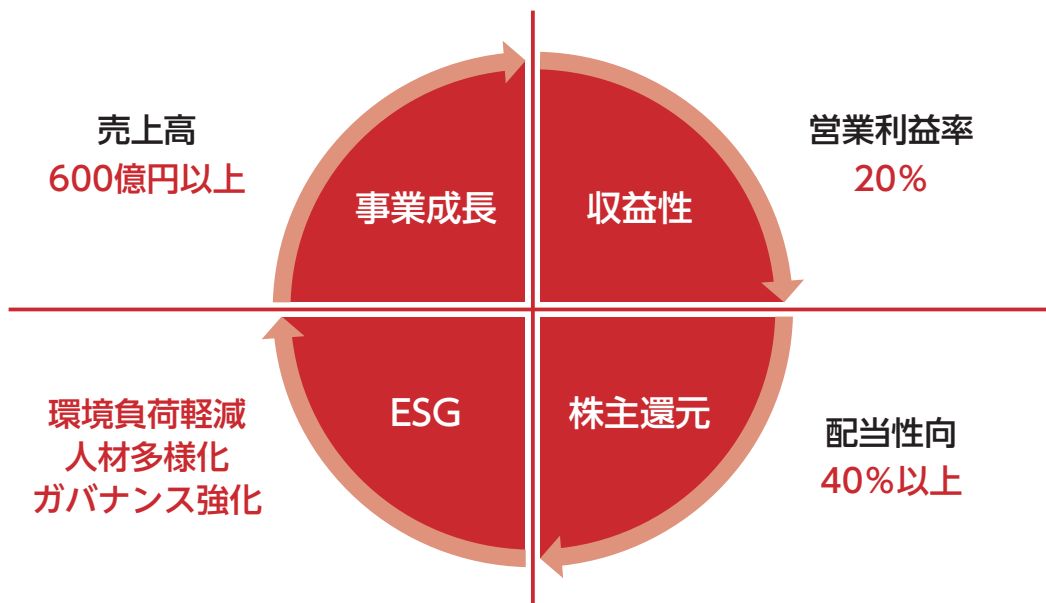
「VISION2027」は当社が初めて策定した5年間の中期経営計画です。東証プライム上場企業として、中長期の視野で事業成長だけでなく社会的課題や地球環境問題にも向き合い、持続的な成長と企業価値の向上の同時達成を目指すべく策定したもので、事業成長、収益性、株主還元、ESGへの取り組み、という4つの柱で構成されています。

成長指標としては、国内マーケットシェアの拡大により保守・保全売上を伸ばし、保守契約台数の増加に伴うリニューアル需要も取り込むことで売上成長を加速させ、連結売上高600億円以上を目指します。収益性指標としては人材育成やデジタル活用による業務効率性の改善に加え、ESGの観点からリファービッシュ品の活用や間接費用の削減等により収益性の改善を実現しのれん償却前営業利益率20%を目指してまいります。

株主還元方針としては従来の配当性向40%以上を維持し、利益成長とともに還元額の向上を目指してまいります。

ESGへの取り組みとしては社会インフラであるエレベーターの安心・安全を守るべく社会におけるサプライチェーンへの取り組み強化を含め、様々な取り組みを展開しており、その内容は3月30日に公表した「サステナビリティレポート2025」にまとめています。

成長を通じ企業価値を高め、 全てのステイクホルダーと共栄する



株主各位

証券コード 6544

2026年6月5日

(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)
東京都中央区日本橋一丁目3番13号

**ジャパンエレベーターサービス
ホールディングス株式会社**

代表取締役会長兼社長 C E O 石田 克史

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第32回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.jes24.co.jp/ja/ir/report2.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジャパンエレベーターサービスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6544」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申し上げます。)

なお、書面（郵送）又はインターネット等による議決権のご行使にあたりましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、2026年6月19日（金曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2026年6月22日（月曜日）午後2時（受付開始：午後1時30分）
- 2. 場 所** 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5F Room 4+5
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報告事項**
- 1. 第32期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第32期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
- 4. 議決権行使についてのご案内** 5頁～7頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎今後の状況により株主総会の開催・運営予定に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月22日(月曜日)
午後2時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月19日(金曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月19日(金曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)による議決権行使の際に、議案に対する賛否の記載がない議決権行使書用紙をご返送いただいた場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

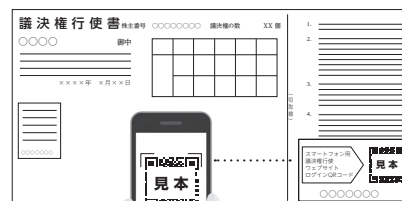
2026年6月19日（金曜日）
午後6時入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

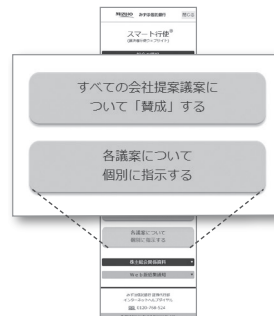


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



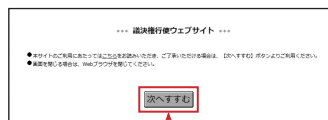
※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

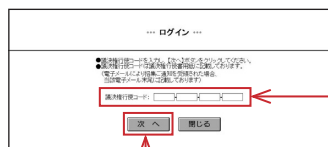
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

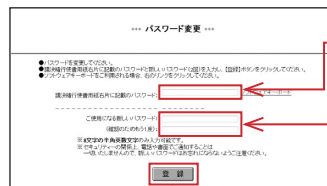
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社IJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴い、景気動向は緩やかに回復しているものの、物価上昇等の影響により依然として先行き不透明な状況にあることから、企業の経費削減ニーズは今まで以上に高まると予想されております。

エレベーター等のメンテナンス業界においては、マンションストック戸数は順調に増加を続けていること及びオフィスビルの供給量の増加等に伴い、市場は緩やかな拡大傾向にあります。

このような市場環境の下、当社グループは、独立系メンテナンス会社への契約切り替えによる企業のコスト削減ニーズに応えるため、全国展開体制の更なる整備、人材獲得・育成による品質安全強化、営業体制の強化を行ってまいりました。今後は、契約純増数加速に向けた生産性向上に取り組むとともに、リニューアル業務における生産能力及び収益性向上に努めてまいります。

保守・保全業務については、保守契約台数が堅調に推移し、当連結会計年度の保守・保全業務の売上高は34,499百万円（前年比13.0%増）となりました。リニューアル業務については、事業拡大に備えた営業体制の強化や部品供給停止物件の提案強化等により、当連結会計年度のリニューアル業務の売上高は21,801百万円（前年比25.8%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は57,601百万円（前年比16.7%増）、営業利益は11,010百万円（前年比27.7%増）、経常利益は11,006百万円（前年比27.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,319百万円（前年比32.4%増）となりました。

	第31期 (2025年3月期)	第32期 (2026年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	49,375	57,601	8,226増	16.7%増
営業利益	8,624	11,010	2,385増	27.7%増
経常利益	8,621	11,006	2,384増	27.7%増
親会社株主に帰属する当期純利益	5,530	7,319	1,789増	32.4%増

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資の総額は1,946百万円であります。その主なものは、遠隔監視端末に対する投資であります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において当社グループは、特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第29期 (2023年3月期)	第30期 (2024年3月期)	第31期 (2025年3月期)	第32期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	34,907	42,216	49,375	57,601
経常利益 (百万円)	5,100	6,851	8,621	11,006
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,153	4,515	5,530	7,319
1株当たり当期純利益 (円)	17.74	25.35	31.05	41.05
総資産 (百万円)	29,002	32,539	35,407	40,126
純資産 (百万円)	13,678	16,789	20,315	24,994
1株当たり純資産 (円)	75.87	92.83	112.07	137.54

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第29期 (2023年3月期)	第30期 (2024年3月期)	第31期 (2025年3月期)	第32期 (当事業年度) (2026年3月期)
営業収益 (百万円)	6,876	7,643	8,371	9,963
経常利益 (百万円)	2,302	2,436	2,831	4,128
当期純利益 (百万円)	2,065	2,379	2,450	3,772
1株当たり当期純利益 (円)	11.62	13.36	13.76	21.16
総資産 (百万円)	22,169	22,867	23,857	25,825
純資産 (百万円)	9,430	10,295	10,520	11,558
1株当たり純資産 (円)	52.95	57.80	59.06	64.66

- (注) 1. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
ジャパンエレベーターサービス北海道株式会社	10	100.0	北海道地区におけるエレベーター等の保守・保全業務
ジャパンエレベーターサービス東北株式会社	10	100.0	東北地区におけるエレベーター等の保守・保全業務
ジャパンエレベーターサービス城南株式会社	10	100.0	東関東及び東京都東部地区におけるエレベーター等の保守・保全業務
ジャパンエレベーターサービス城西株式会社	10	100.0	北関東、東京都西部及び北信越地区におけるエレベーター等の保守・保全業務
ジャパンエレベーターサービス神奈川株式会社	10	100.0	神奈川地区におけるエレベーター等の保守・保全業務
ジャパンエレベーターサービス東海株式会社	10	100.0	東海地区におけるエレベーター等の保守・保全業務
ジャパンエレベーターサービス関西株式会社	10	100.0	関西地区におけるエレベーター等の保守・保全業務
ジャパンエレベーターサービス中四国株式会社	10	100.0	中国及び四国地区におけるエレベーター等の保守・保全業務
ジャパンエレベーターサービス九州株式会社	10	100.0	九州地区におけるエレベーター等の保守・保全業務
ジャパンエレベーターパーツ株式会社	10	100.0	エレベーター等のリニューアル業務・関連部品の保管販売業務

(注) 2025年7月1日付で、当社の連結子会社である昌和輸送機東北株式会社は、商号をジャパンエレベーターサービス東北株式会社に変更しております。

(4) 対処すべき課題

エレベーター等のメンテナンス業界におきましては、不動産の供給増加によるエレベーター等の増加、物件所有者及びビル管理会社のコスト削減要求等により、事業機会が増加する一方、エレベーター等の安全稼働への社会的要請の高まりから、高品質なサービスの提供が求められております。このような事業環境の下、当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであると認識しております。

① 国内事業基盤の構築・拡大

当社グループが安定的成長を図るうえで、事業基盤の構築・拡大が課題であると認識しております。具体的には、継続的収益及び保全・リニューアル業務への展開に繋がる、保守契約台数を増大させることが最も重要であると考えております。

② 人材確保及び育成

当社グループの事業競争力の根幹は、エレベーター等の安全運行に必要な高品質なメンテナンスサービスを提供できる人材であり、そのような人材の確保と育成は今後の当社グループの成長にとって不可欠であると考えております。

当社グループでは、これまで行ってきた従業員への研修を継続・強化するとともに、社内技術、品質認定制度を確立することで、技能水準の高い人材の育成を図ります。

また、人材の確保につきましては、企業認知度と労働条件の向上を目指すとともに、新卒・中途採用の積極的な増加を図り、当社グループの要求する品質を担保できる外注業者の利用により、適宜、人員補充を行ってまいります。

③ 海外事業展開の推進

高品質なメンテナンスサービスに対する需要は、日本市場のみならず海外市場においても広く存在するものと考えております。当社グループが日本市場で培ってきた複数メーカーのエレベーター等に対応できる技術力や教育研修のノウハウ等を活用することで、海外市場への展開、成長を図ります。

④ 事業拡大のための資本・業務提携の検討

当社グループの企業価値向上に資するような他社の買収、他社とのジョイントベンチャーや業務提携を検討してまいります。

⑤ 研究開発の推進

約50mのエレベーターのテストタワーを備えた研究開発施設JES Innovation Center（通称JIC）及びJICに隣接するJES Innovation Center Lab（通称JIL）にてエレベーターリニューアル等の研究開発活動等を推進しております。

⑥ 財務基盤の安定化

当社グループの今後の事業拡大のためには拠点拡充、進化するエレベーター等に対応するための研究開発、人材への投資や研修施設の拡充等、先行投資及び継続投資が必要となります。将来の資金需要に備え、内部留保の確保を図るとともに、借入等による資金調達にて財務基盤の安定化を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
メンテナンス事業	エレベーター・エスカレーター等の保守・管理、保全工事及び改修・リニューアル工事

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)**① 当社**

名称	所在地
本社	東京都中央区
JES Innovation Center	埼玉県和光市
JES Innovation Center Lab	埼玉県和光市
JES Innovation Center Kansai	兵庫県宝塚市

② 子会社

名称	所在地
ジャパンエレベーターサービス北海道株式会社	本社（北海道札幌市）他
ジャパンエレベーターサービス東北株式会社	本社（宮城県仙台市）他
ジャパンエレベーターサービス城南株式会社	本社（東京都千代田区）他
ジャパンエレベーターサービス城西株式会社	本社（東京都新宿区）他
ジャパンエレベーターサービス神奈川株式会社	本社（神奈川県横浜市）他
ジャパンエレベーターサービス東海株式会社	本社（愛知県名古屋市）他
ジャパンエレベーターサービス関西株式会社	本社（大阪府大阪市）他
ジャパンエレベーターサービス中四国株式会社	本社（広島県広島市）他
ジャパンエレベーターサービス九州株式会社	本社（福岡県福岡市）他
ジャパンエレベーターパーツ株式会社	本社（埼玉県和光市）他

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,286名 (494名)	258名増 (56名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末に比べ、258名増加しましたのは、主に業容拡大に伴う新規採用によるものです。
3. 当社グループはメンテナンス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
274名 (74名)	25名増 (12名増)	42.2歳	8.1年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	398百万円
株式会社三井住友銀行	389
株式会社三菱UFJ銀行	379
株式会社七十七銀行	246
株式会社西日本シティ銀行	246
株式会社八十二長野銀行	138
株式会社北海道銀行	111
株式会社横浜銀行	103

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 448,000,000株

(注) 2025年10月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は224,000,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 178,784,000株（自己株式20,082株を含む）

(注) 1. 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は89,067,200株増加しております。
2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は649,600株増加しております。

③ 株主数 8,623名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社KI	35,383千株	19.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	22,035	12.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	19,037	10.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,383	4.6
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	5,754	3.2
BBH CO FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL STALWARTS FUND	4,142	2.3
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	3,705	2.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,490	1.9
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	3,200	1.7
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,991	1.6

(注) 持株比率は自己株式（20,082株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	30,000株	2名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況（3）会社役員の状態」に記載しております。
2. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記は本株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2016年3月15日開催の取締役会決議に基づく第1回新株予約権は、2025年12月2日をもって、全ての行使が完了しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	石田 克史	CEO 株式会社K I 代表取締役
取締役副社長	今村 公彦	CEO 経営管理本部長
取締役 社外 独立	渡邊 仁	渡邊公認会計士事務所 所長 株式会社アールアンドジェイ 代表取締役
取締役 社外 独立	遠藤 典子	株式会社アインホールディングス 社外取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 NTT株式会社 社外取締役 早稲田大学研究院 教授
取締役 社外 独立	矢野 美佳	ミゼンカ株式会社 代表取締役社長 合同会社日本MGMリゾート 日本MGM 法務部長/バイスプレジデント & リーガルカウンセラー
常勤監査役	立花 啓	
監査役 社外 独立	緒方 延泰	弁護士法人緒方法律事務所 代表弁護士
監査役 社外 独立	水谷 翠	水谷公認会計士事務所 代表 スマート・プラス・コンサルティング株式会社 代表取締役 銀座スフィア税理士法人 代表社員 株式会社コンフィデンス・インターワークス 社外取締役 株式会社ゼネテック 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ミライト・ワン 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 2. 取締役 遠藤典子氏の戸籍上の氏名は、辻廣典子であります。
 3. 常勤監査役 立花啓氏は、過去に当社の経理業務を長年（2005年から2020年の15年間）にわたり担当していたことがあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 社外監査役 水谷翠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは社外取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員（当事業年度中に在任していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の取締役の報酬の決定に際して各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限期間を35年以内とする譲渡制限付株式とし、取締役会の決議で定めた時期に、同決議で定めた業務執行取締役に対して付与するものとする。付与対象者、付与する株式数及び付与時期については、役位、職責、他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、月例の固定報酬を基本としつつ、役位、職責、他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、代表取締役会長は、取締役等と協議を行い、また、指名・報酬委員会に諮問を行うものとする。代表取締役会長は、当該取締役等との協議、指名・報酬委員会からの答申の内容を尊重して、個人別の報酬額を決定するものとする。なお、譲渡制限付株式（株式報酬）の個人別の割当（付与）数については、取締役会の決議により定める。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	166百万円 (20)	120百万円 (20)	45百万円 (-)	5名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	24 (12)	24 (12)	-	3 (2)
合計 (うち社外役員)	190 (32)	144 (32)	45 (-)	8 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年11月29日開催の第19回定時株主総会において、年額700百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、上記取締役の報酬等の額とは別枠として2018年6月26日開催の第24回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額350百万円以内、株式数の上限を毎年170,000株以内（社外取締役は付与対象外。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております（なお、株式数の上限は、2018年10月1日付で実施した普通株式1株につき2株の株式分割、2021年1月1日付で実施した普通株式1株につき2株の株式分割及び2025年10月1日付で実施した普通株式1株につき2株の株式分割による調整後、年1,360,000株以内となっております）。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は10名です。
2. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式（譲渡制限期間を35年とする、当社の普通株式）であり、上記非金銭報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年11月29日開催の第19回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
4. 取締役会は、代表取締役会長兼社長CEO石田克史氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績、役位、職責等を勘案しつつ各取締役の基本報酬の額の決定を行うには代表取締役会長兼社長CEOが適していると判断したためであります。当該権限が代表取締役会長兼社長CEOによって適切に行使されるよう、代表取締役会長兼社長CEOは、取締役等と協議を行い、また、指名・報酬委員会に諮問を行っております。代表取締役会長兼社長CEOは、当該取締役等との協議、指名・報酬委員会からの答申の内容を尊重して、個人別の報酬額を決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

前記の「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社と各社外役員の兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
渡邊 仁	13回開催 うち13回出席	公認会計士としての専門的知識や豊富な経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場から、議案審議だけではなく会社経営全般にわたり適切かつ必要な助言及び提言を行っており、期待される役割・責務を果たしております。
遠藤 典子	13回開催 うち13回出席	経済誌編集及び公共政策研究を通じて培った豊富な経験、知見に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場から、議案審議だけではなく会社経営全般にわたり適切かつ必要な助言及び提言を行っており、期待される役割・責務を果たしております。
矢野 美佳	13回開催 うち13回出席	米国ニューヨーク州弁護士としての企業法務に関する豊富な経験、見識に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な立場から、議案審議だけではなく会社経営全般にわたり適切かつ必要な助言及び提言を行っており、期待される役割・責務を果たしております。

・社外監査役

氏名	出席状況		発言状況
	取締役会	監査役会	
緒方 延泰	13回開催 うち12回出席	13回開催 うち12回出席	弁護士としての法律全般における幅広い知見と豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っております。
水谷 翠	13回開催 うち13回出席	13回開催 うち13回出席	公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

3 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4 剰余金の配当に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つとして認識しており、経営環境の変化に対応した経営基盤の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ安定した配当を継続することを基本方針としております。

この方針のもと、中長期的な視点で業績や財務状況、投資計画を考慮したうえで、株主の皆様への利益還元に積極的に取り組んでまいります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としております。当社は会社法第459条第1項に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により定めることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり21円を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	21,160
現金及び預金	4,171
受取手形	130
売掛金	8,630
仕掛品	385
原材料及び貯蔵品	7,139
その他	717
貸倒引当金	△15
固定資産	18,966
有形固定資産	11,997
建物及び構築物	7,790
工具、器具及び備品	9,333
土地	1,563
その他	319
減価償却累計額及び 減損損失累計額	△7,009
無形固定資産	4,240
のれん	1,618
ソフトウェア	2,148
その他	473
投資その他の資産	2,728
投資有価証券	381
敷金及び保証金	663
繰延税金資産	1,573
その他	160
貸倒引当金	△50
資産合計	40,126

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	13,046
買掛金	2,450
短期借入金	1,963
1年内返済予定の長期借入金	873
未払金	1,125
未払法人税等	2,422
未払消費税等	880
賞与引当金	1,343
その他	1,988
固定負債	2,085
長期借入金	145
退職給付に係る負債	1,378
資産除去債務	483
その他	78
負債合計	15,132
(純資産の部)	
株主資本	24,529
資本金	2,506
資本剰余金	2,599
利益剰余金	19,453
自己株式	△30
その他の包括利益累計額	58
その他有価証券評価差額金	4
為替換算調整勘定	5
退職給付に係る調整累計額	48
非支配株主持分	406
純資産合計	24,994
負債純資産合計	40,126

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		57,601
売上原価		35,303
売上総利益		22,298
販売費及び一般管理費		11,287
営業利益		11,010
営業外収益		
受取利息	16	
受取賃貸料	30	
廃材売却収入	16	
その他	33	97
営業外費用		
支払利息	48	
減価償却費	15	
その他	37	101
経常利益		11,006
特別利益		
固定資産売却益	45	
その他	4	49
特別損失		
減損損失	387	
その他	5	393
税金等調整前当期純利益		10,662
法人税、住民税及び事業税	3,548	
法人税等調整額	△253	3,294
当期純利益		7,367
非支配株主に帰属する当期純利益		48
親会社株主に帰属する当期純利益		7,319

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,493	2,570	14,894	△13	19,944
当連結会計年度変動額					
新株予約権の行使	13	13			27
剰余金の配当			△2,760		△2,760
親会社株主に帰属する当期純利益			7,319		7,319
自己株式の取得				△61	△61
自己株式の処分		14		45	60
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	13	28	4,558	△16	4,584
当連結会計年度末残高	2,506	2,599	19,453	△30	24,529

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1	△39	53	15	355	20,315
当連結会計年度変動額						
新株予約権の行使						27
剰余金の配当						△2,760
親会社株主に帰属する当期純利益						7,319
自己株式の取得						△61
自己株式の処分						60
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	2	45	△4	42	51	93
当連結会計年度変動額合計	2	45	△4	42	51	4,678
当連結会計年度末残高	4	5	48	58	406	24,994

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	5,616
現金及び預金	2,597
受取手形	11
関係会社短期貸付金	2,510
その他	496
貸倒引当金	△0
固定資産	20,208
有形固定資産	11,258
建物及び構築物	7,190
工具、器具及び備品	9,147
土地	1,090
その他	110
減価償却累計額及び減損損失累計額	△6,280
無形固定資産	2,717
ソフトウェア	2,147
その他	570
投資その他の資産	6,233
投資有価証券	200
関係会社株式	4,594
敷金及び保証金	605
繰延税金資産	810
その他	74
貸倒引当金	△51
資産合計	25,825

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	12,266
短期借入金	1,921
関係会社短期借入金	7,038
1年内返済予定の長期借入金	866
未払金	657
未払法人税等	132
賞与引当金	157
その他	1,492
固定負債	2,000
長期借入金	145
退職給付引当金	1,313
資産除去債務	483
関係会社事業損失引当金	49
その他	9
負債合計	14,267
(純資産の部)	
株主資本	11,558
資本金	2,506
資本剰余金	2,952
資本準備金	2,464
その他資本剰余金	488
利益剰余金	6,129
利益準備金	10
その他利益剰余金	6,118
繰越利益剰余金	6,118
自己株式	△30
純資産合計	11,558
負債純資産合計	25,825

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		9,963
営業費用		6,051
営業利益		3,911
営業外収益		
関係会社事業損失引当金戻入	279	
その他	49	328
営業外費用		
支払利息	77	
減価償却費	15	
その他	19	112
経常利益		4,128
特別利益		
投資有価証券売却益	4	4
特別損失		
減損損失	227	
その他	2	229
税引前当期純利益		3,902
法人税、住民税及び事業税	210	
法人税等調整額	△80	129
当期純利益		3,772

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,493	2,450	473	2,924	10	5,106	5,116
当期変動額							
新株予約権の行使	13	13		13			
剰余金の配当						△2,760	△2,760
当期純利益						3,772	3,772
自己株式の取得							
自己株式の処分			14	14			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	13	13	14	28	-	1,012	1,012
当期末残高	2,506	2,464	488	2,952	10	6,118	6,129

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△13	10,520	10,520
当期変動額			
新株予約権の行使		27	27
剰余金の配当		△2,760	△2,760
当期純利益		3,772	3,772
自己株式の取得	△61	△61	△61
自己株式の処分	45	60	60
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			-
当期変動額合計	△16	1,037	1,037
当期末残高	△30	11,558	11,558

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	干川淳二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	干川淳二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②会社法に定める内部統制システムの整備に関する取締役会の決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及び従業員等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、企業集団における内部統制システムについては、必要に応じて子会社の取締役及び従業員等からもその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

ジャパンエレベーターサービス
ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	立花	啓	印
社外監査役	緒方	延泰	印
社外監査役	水谷	翠	印

以上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つとして認識しており、経営環境の変化に対応した経営基盤の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ安定した配当を継続することを基本方針としております。

今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第32期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき **21円**

配当総額 **3,754,042,278円**

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月23日

第2号議案

取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は、任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	いしだ かつし 石田 克史	代表取締役会長兼社長	再任
2	いまむら きみひこ 今村 公彦	取締役副社長	再任
3	えんどう のりこ 遠藤 典子	取締役	再任 社外 独立
4	やの みか 矢野 美佳	取締役	再任 社外 独立
5	たかやなぎ ふみこ 高柳 文子	—	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

石田 克史 (いしだ かつし)

再任



生年月日

1966年3月25日

所有する当社の株式数

35,451,700株

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	エス・イー・シーエレベーター株式会社入社	2015年5月	当社代表取締役会長兼社長
1991年6月	育英管財株式会社入社	2017年6月	当社代表取締役会長兼社長 CEO
1992年7月	株式会社ペムス入社	2020年6月	当社代表取締役会長CEO
1994年10月	当社設立 代表取締役社長	2022年4月	当社代表取締役会長兼社長 CEO (現任)
2015年1月	当社代表取締役会長		

取締役候補者とした理由

取締役候補者石田克史氏は、当社の創業者であり、長年にわたり当社の代表取締役として優れた先見性と技術力及び強力なリーダーシップにより、当社グループの業容拡大をけん引してまいりました。エレベーターメンテナンス事業及び業界全般における豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後も当社グループの企業価値向上への寄与が期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号 2

今村 公彦 (いまむら きみひこ)

再任



生年月日

1978年6月18日

所有する当社の株式数

63,000株

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2006年12月	有限責任 あずさ監査法人入社	2017年1月	当社入社
2013年5月	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 (現株式会社Hakuhodo DY ONE) 入社	2017年6月	当社取締役専務執行役員 CFO経営管理本部長
2016年4月	同社経営管理本部副本部長	2018年4月	当社取締役副社長執行役員 CFO経営管理本部長
		2024年6月	当社取締役副社長 CFO経営管理本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

取締役候補者今村公彦氏は、当社取締役に就任以来、公認会計士としての専門的な知見を活かして上場後の当社管理部門を統括してまいりました。経営管理、コーポレートガバナンス、財務等分野における豊富な知識と経験を有しており、今後も当社グループの企業価値を高めていくうえで適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号 **3**

遠藤 典子 (えんどう のりこ)

再任 **社外** **独立**



生年月日
1968年5月6日

所有する当社の株式数
7,000株

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1994年 6月	株式会社ダイヤモンド社入社	2019年 6月	阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 (現任)
2006年 3月	株式会社ダイヤモンド社 週刊ダイヤモンド編集部副編集長	2020年 4月	慶應義塾大学グローバルリサーチ インスティテュート特任教授
2013年 9月	東京大学政策ビジョン 研究センター 客員研究員	2021年 6月	当社社外取締役 (現任)
2015年 4月	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科特任教授	2022年 6月	日本電信電話株式会社 (現 NTT株式会社) 社外取締役 (現任)
2018年 7月	株式会社アインホールディングス 社外取締役 (現任)	2024年 4月	早稲田大学研究院教授 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

社外取締役候補者遠藤典子氏は、公共政策研究及び経済誌編集者としての取材活動により培われた知見や他の上場企業での社外取締役としての経験を有しており、経営全般の監視・監督の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号 **4**

矢野 美佳 (やの みか)

再任 **社外** **独立**



生年月日
1973年6月7日

所有する当社の株式数
-株

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1999年 9月	プラム・クリーク・ティン バーカンパニーインク入社	2018年 4月	同社ディレクター兼アジア・ 米国法務室長
2001年10月	スカヤデン・アープス 外国法事務弁護士事務所入所	2019年 5月	同社取締役兼ディレクター兼 アジア・米国法務室長
2002年 5月	米国ニューヨーク州弁護士資格取得	2020年 5月	マーケットプリズムジャパン 株式会社代表取締役
2007年10月	モルガン・スタンレー・ キャピタル株式会社入社	2020年11月	Coltテクノロジーサービス株式会社 取締役兼ヴァイスプレジデント兼 アジア・米国法務室長
2008年 7月	スカヤデン・アープス 外国法事務弁護士事務所再入所	2022年 6月	当社社外取締役 (現任)
2009年 7月	住友生命保険相互会社入社	2023年11月	合同会社日本MGMリゾーツ 日本MGM法務部長/ バイスプレジデント&リーガル カウンセラー (現任)
2012年 9月	ミゼンカ株式会社代表取締役社長 (現任)		
2016年 6月	Coltテクノロジーサービス 株式会社入社		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

社外取締役候補者矢野美佳氏は、米国ニューヨーク州弁護士としての企業法務に関する豊富な経験や実績、見識、企業経営者としての経験も有しており、幅広い実績と見識を当社グループの経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考書類

候補者番号 **5**

高柳 文子 (たかやなぎ ふみこ)

新任 **社外** **独立**



生年月日
1976年5月21日

所有する当社の株式数
-株

取締役会出席状況
-回

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1999年4月	東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社) 入社	2017年9月	宝印刷株式会社 顧問 (現任)
2007年12月	有限責任 あずさ監査法人入社	2019年3月	株式会社アクティブアンドカンパニー常勤監査役
2015年1月	高柳文子公認会計士事務所設立 所長 (現任)	2024年8月	株式会社ZenmuTech社外取締役
2016年3月	高柳文子税理士事務所設立 所長 (現任)	2026年3月	同社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2017年7月	税理士法人エスネットワークス入社		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

社外取締役候補者高柳文子氏は、公認会計士としての専門知識と豊富な経験を有しており、経営全般の監視・監督機能の強化のみならず、財務・会計に関する知識等を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 遠藤典子氏、矢野美佳氏及び高柳文子氏は社外取締役候補者であります。
 3. 遠藤典子氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年になります。
 4. 矢野美佳氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
 5. 遠藤典子氏及び矢野美佳氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、高柳文子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、遠藤典子氏及び矢野美佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、当社は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、高柳文子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
 7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 8. 代表取締役会長兼社長CEO石田克史氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社K1が保有する株式数も含んでおります。
 9. 遠藤典子氏の戸籍上の氏名は、辻廣典子であります。

以上

(ご参考)

取締役及び監査役スキルマトリックス（本総会において各取締役候補が選任された場合）

氏名	当社における 地位・役職	性別 男性：M 女性：F	企業経営	セールス・ マーケティング	人事・労務・ 人材開発	財務・会計	法務・ リスク管理	サステナ ビリティ
石田克史	代表取締役会長兼社長 CEO	M	○	○	○			○
今村公彦	取締役副社長CFO	M	○		○	○	○	○
遠藤典子	社外取締役	F	○				○	○
矢野美佳	社外取締役	F	○		○		○	
高柳文子	社外取締役	F				○		
立花啓	常勤監査役	M				○	○	
緒方延泰	社外監査役	M			○		○	
水谷翠	社外監査役	F				○		

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考書類

